

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 福井水道工業株式会社  
 住所 奈良市法蓮町152-1  
 代表者氏名 代表取締役 阪田文彦  
 電話番号 0742-33-6811  
 FAX番号 0742-34-7710  
 メールアドレス fukuisui@saturn.plala.or.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

奈良市法蓮町15番地の1  
福井水道工業株式会社  
代表取締役



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役社長 サカタ フミヒコ 阪田 文彦	
代表取締役 フクイ キヨタカ 福井 清高	
取締役 ササヤマ ケイタ 笹山 恵太	
監査役 フクイ ミチコ 福井 道子	
事 業 の 範 囲	管工事業、土木工事業、水道施設工事業、消防施設工事業 建物管理、給排水設備、調査業務など
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	福井水道工業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8113 住所 奈良市法蓮町152番地の1 電話番号 0742-33-6811 FAX番号 0742-34-7710 メールアドレス fukuisui@saturn.plala.or.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
・阪田文彦 サカタ フミヒコ ・笛山恵太 ササヤマ ハイタ ・神殿良夫 コドノ ヨシオ ・志野明 シノ アキラ ・池田日出樹 イケダ ヒデキ ・岸本直也 キシモト ナオヤ ・加藤真士 カトウ マジト ・福井清高 フクイ モヨタカ ・藤本功樹 フジモト コウキ	・第39165号 ・第246643号 ・第203720号 ・第123830号 ・第104790号 ・第86477号 ・第248240号 ・第69266号 ・第306197号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機械器具調書

令和 年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	・メタルバンドソー ・やすり ・金切りのこ ・電子セバーソー ・塩ビカッター	電圧100V 周波数50-60Hz 300平型判丸型 固定式鋸弦 C R 12V V C 40	2台 5台 8台 3台 8台	
管の加工用の機械器具	・リーマー ・パイプバイス台 ・ねじ切り器 ・やすり	13-75mm 13-50mm 13A～150A	8台 3台 7台 (	
接合用の機械器具	・トーチランプ ・パイプレンチ	ガスボンベ式 13-100mm	3台 1台	
水圧テストポンプ	・テストポンプ	T-50K 最高圧力:5MPa	6台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

奈良市法蓮町152番地の1

住 所

福井水道工業株式会社

代表者 氏名

代表取締役



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良市法蓮町152番地の1  
福井水道工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-002097	
商 号	福井水道工業株式会社	
本 店	<u>奈良市法蓮西町152番地の1</u>	昭和44年 7月16日移転
	奈良市法蓮町152番地の1	平成10年 1月 1日変更 平成21年 6月24日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	平成25年 8月20日変更 平成25年 8月28日登記
会社成立の年月日	昭和23年12月14日	
目的	1. 上下水道、衛生唧筒、汚水浄化、暖房、冷房、給湯、給蒸気、厨房、温度調整の諸工事請負 2. 市の上下水道委任請負工事 3. 工事材料及諸機械・諸器具の修理並に販売 4. 特定液化石油瓦斯設備工事 5. 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	96万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 40万株	
資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 平成25年 8月20日変更 平成25年 8月28日登記	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	福井清高	平成28年 8月31日重任
			平成28年 9月16日登記
取締役		福井清高	平成30年 9月19日重任
			平成30年 9月28日登記
取締役		福井清高	令和2年 8月20日重任
			令和2年 9月 3日登記
取締役		阪田文彦	平成28年 8月31日重任
			平成28年 9月16日登記
取締役		阪田文彦	平成30年 9月19日重任
			平成30年 9月28日登記
取締役		阪田文彦	令和2年 8月20日重任
			令和2年 9月 3日登記
取締役		笛山恵太	令和1年 8月21日就任
			令和1年 8月29日登記
取締役		笛山恵太	令和2年 8月20日重任
			令和2年 9月 3日登記
奈良市法蓮町226番地 <u>代表取締役</u>		福井清高	平成28年 8月31日重任
			平成28年 9月16日登記
奈良市法蓮町226番地 <u>代表取締役</u>		福井清高	平成30年 9月19日重任
			平成30年 9月28日登記
奈良市法蓮町226番地 <u>代表取締役</u>		福井清高	令和2年 8月20日重任
			令和2年 9月 3日登記

	奈良市法蓮町745番地 <u>代表取締役</u> 阪田文彦	平成28年 8月31日重任
	奈良市法蓮町745番地 <u>代表取締役</u> 阪田文彦	平成28年 9月16日登記
	奈良市法蓮町745番地 <u>代表取締役</u> 阪田文彦	平成30年 9月19日重任
	奈良市法蓮町745番地 <u>代表取締役</u> 阪田文彦	平成30年 9月28日登記
	監査役 福井道子	令和2年 8月20日重任
	監査役 福井道子	令和2年 9月3日登記
	監査役設置会社に関する事項	平成28年 8月31日重任
	監査役設置会社	平成28年 9月16日登記
	監査役設置会社に関する事項	令和2年 8月20日重任
	監査役設置会社に関する事項	令和2年 9月3日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和3年 1月20日

奈良地方法務局

登記官

南 英 樹



福井水道工業株式会社定款

平成25年8月20日 変更

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、福井水道工業株式会社と称する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道、衛生唧筒、污水淨化、暖房、冷房、給湯、給蒸氣、厨房、  
温度調整の諸工事請負
2. 市の上下水道委任請負工事
3. 工事材料及諸機械・諸器具の修理並に販売
4. 特定液化石油瓦斯設備工事
5. 前各号に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良市に置く。

### (機関構成)

第4条 当会社は、監査役を置く。

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、96万株とする。

### (株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

### (株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

### (質権の登録)

第10条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

### (基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週

間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権

の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に取締役が2名以上いるときは代表取締役1名以上を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

② 代表取締役が2名以上いるときは、うち1名を社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第25条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

### (監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、1名以上とする。

### (監査役の選任の方法)

第28条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

### (監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

### (事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年6月21日から翌年6月20日までとする。

### (剰余金の配当及び除斥期間)

第32条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 定期株主総会議事録

1. 日 時：平成25年8月20日  
午前10時00分から午前10時30分
2. 場 所：当会社本店会議室
3. 出 席 者：  
発行済株式総数 40万株  
この議決権を有する総株主数 6名  
この議決権の総数 40万個  
本日出席株主数（委任状出席を含む） 6名  
この議決権の個数 40万個
4. 議 長：代表取締役 福井 清高
5. 出席役員：  
取締役 福井 清高  
取締役 阪田 文彦  
取締役 神殿 良夫  
監査役 福井 道子
6. 会議の目的事項並びに議事の経過の要領及び結果：  
議長は、開会を宣し、上記のとおり定足数にたる株主の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を述べ、議案の審議に入った。

### 第1号議案 計算書類承認の件

議長は、当期（平成24年6月21日から平成25年6月20日まで）における事業の状況を事業報告により詳細に説明し、次の書類を提出してその承認を求めた。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 株主資本等変動計算書
- (4) 個別注記表

次いで、監査役 福井 道子は、上記の書類を綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適正であることを認めた旨を報告した。

ここにおいて、総会は別段の異議なく、これを承認した。

及やそれに伴う代表取締役選定  
第2号議案 定款一部変更の件

議長は、下記の事項に関する変更をするため、当会社の定款を別紙のとおり変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した。

議長がその賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれに賛成した。

よって、議長は、原案のとおり変更することに可決された旨を宣した。

記

1. 公告の方法に関する規定の変更

1. 株券を発行する旨の定めの廃止

1. 株式の譲渡制限に関する規定の変更

1. 取締役会設置会社である旨の定めの廃止

次いで、議長は、取締役会廃止後の代表取締役について、従来どおり福井清高及び阪田文彦を選定した旨を述べたところ、満場異議なく承認可決した。  
なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

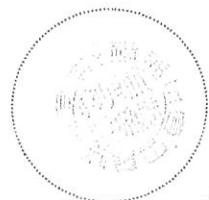
以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

上記決議を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

平成25年8月20日

福井水道工業株式会社定時株主総会

議事録作成者 代表取締役 福井 清高



104字加入

この定款の写しは原本と相違ありません  
令和3年3月4日

奈良市法蓮町52番地の1  
福井水道工業株式会社  
代表取締役

阪田文彦



第三九一六五号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

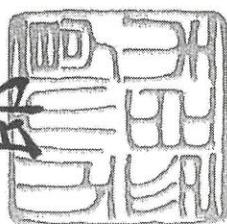
氏名 阪田文彦

昭和三十九年三月十九日生

水道法(昭和三十九年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第39165号  
交付年月日 平成10年 6月23日  
本籍 奈良県  
フリガナ サカタ フミヒコ  
氏名 阪田 文彦  
生年月日 昭和39年 3月19日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



第二四六六四三号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 笠山恵太

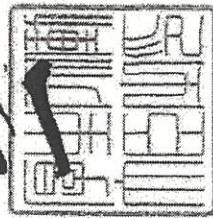
昭和五十二年十一月十五日生

水道法(昭和三年法律第百七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十年二月二十八日

厚生労働大臣

柳澤



第一〇三七一〇号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

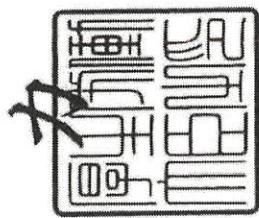
氏名 神殿 良夫

昭和三十五年一月十三日生

水道法(昭和二年法律第七十七号)の  
規定により給水装置事務主任  
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第123830号  
交付年月日 平成10年12月 8日  
本籍 奈良県  
フリガナ シノ アキラ  
氏名 志野 明  
生年月日 昭和27年 7月14日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

1. 本証は、本道法第25条の5第1項に基づき免状の交付を受けている者に対し交付するものです。

2. 本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、直ちに届け出て下さい。

3. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。

D.99.03

第一〇四七九〇号

給水装置事務技術者免状

本籍 三重県

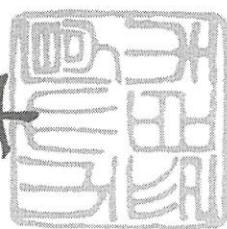
氏名 池田日出樹

昭和四十年一月九日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置事務技術者免状を交付する。

平成十年十月十三日

厚生大臣 宮下創平



## 給水装置工事主任技術者証



免状番号 第86477号  
交付年月日 平成10年 8月31日  
本籍 奈良県  
フリガナ キシモト ナオヤ  
氏名 岸本 直也  
生年月日 昭和46年12月19日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第248240号

免状交付日 平成20年 5月 9日

本籍 兵庫県

フリガナ カトウ マサト

氏名 加藤 真士

生年月日 昭和59年10月19日

写真の替換え期限  
平成31年  
1月29日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第69266号  
交付年月日 平成10年 8月 5日  
本籍 奈良県  
フリガナ フクイ・キヨタケ  
氏名 福井 清高  
生年月日 昭和11年 3月 4日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

第三〇六一九七号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

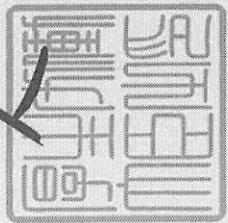
氏名 藤本功樹

平成六年十月十四日生

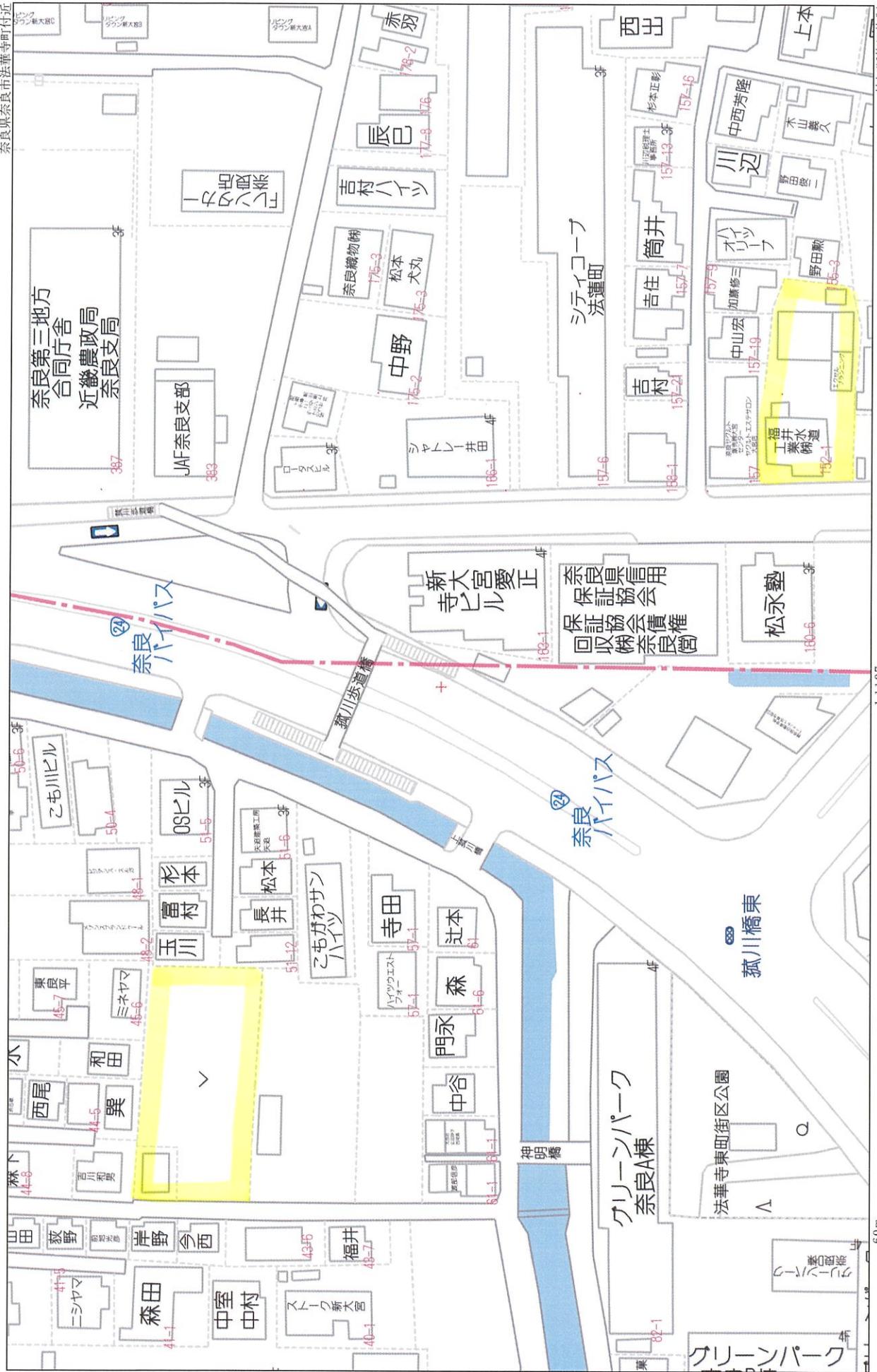
水道法(昭和二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

令和三年一月十二日

厚生労働大臣 丹羽憲一

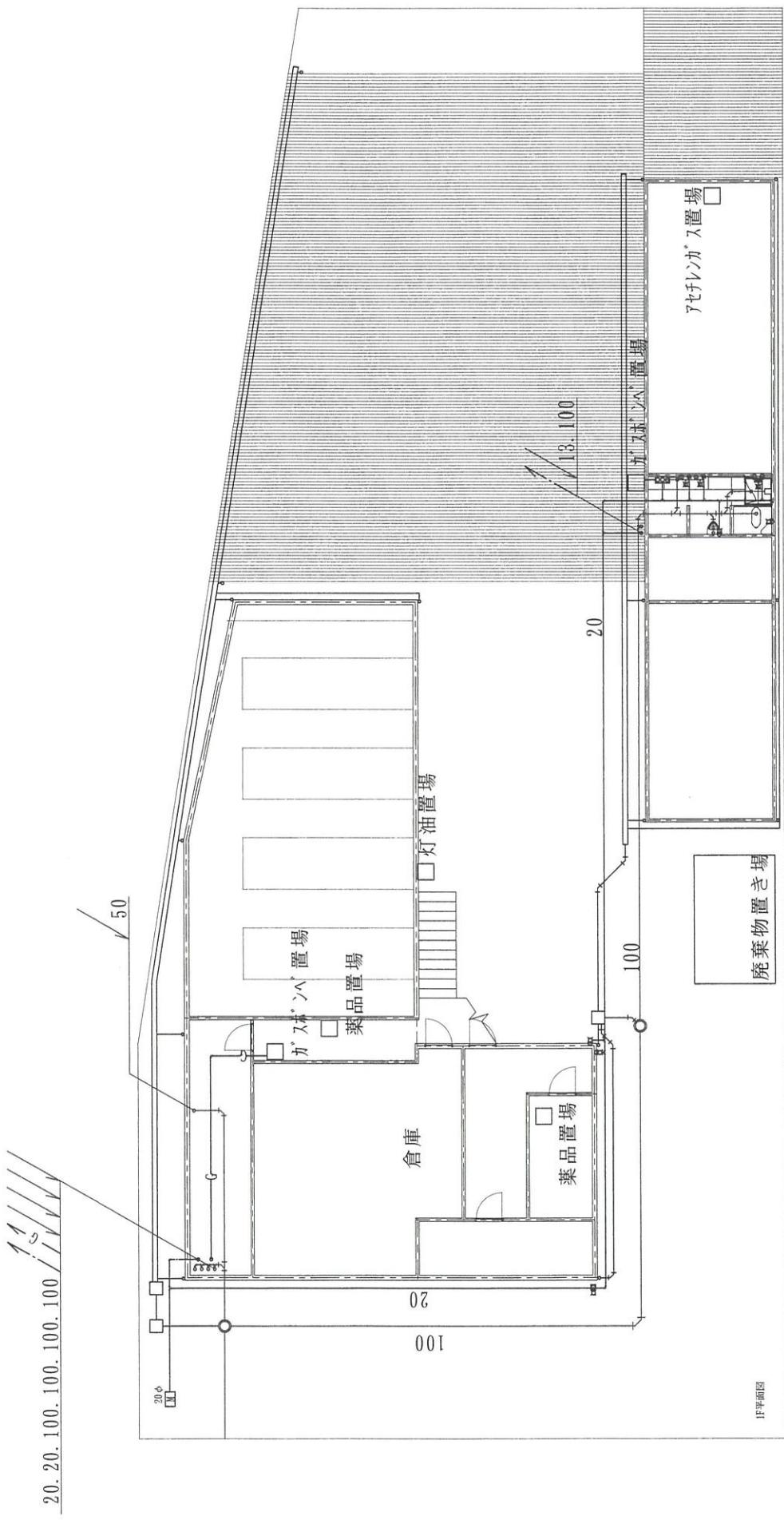


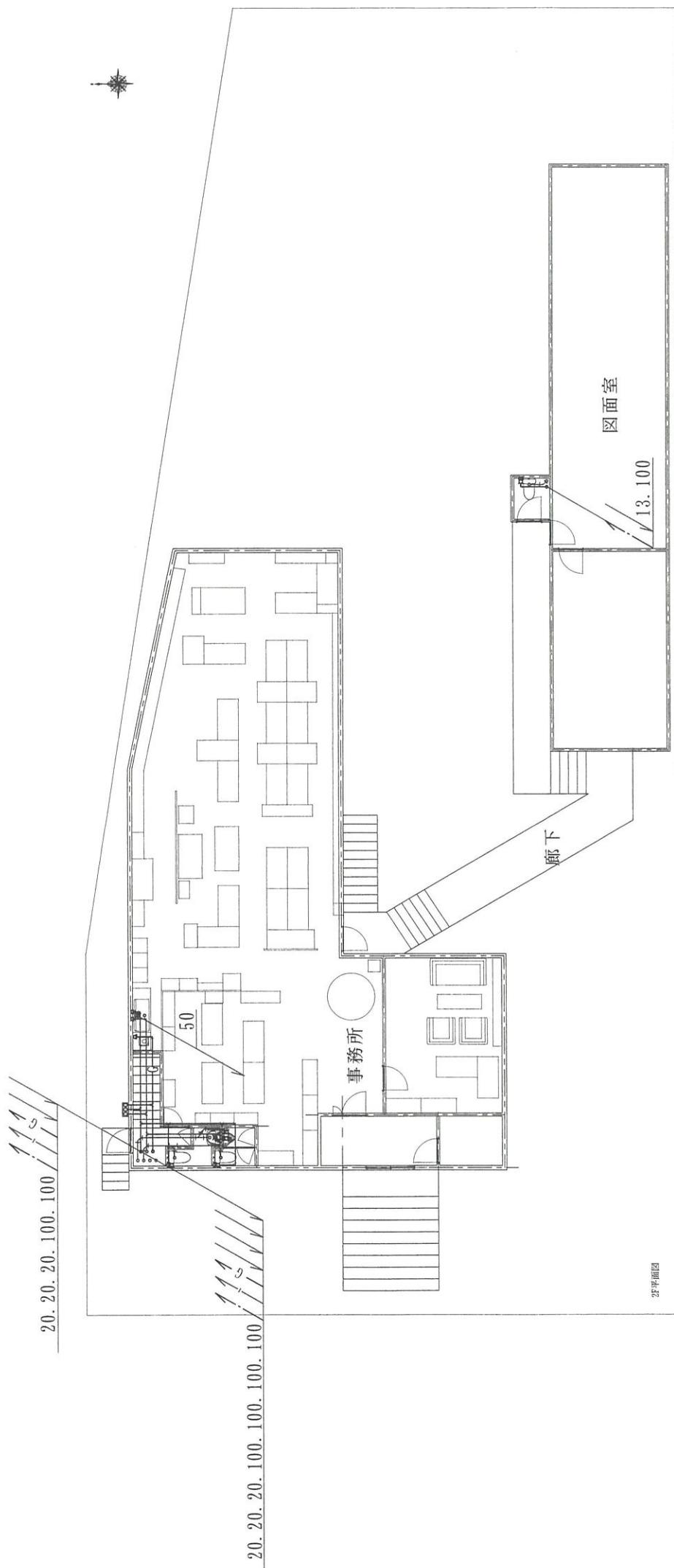
奈良県奈良市法華寺町付近



禁無断複写複製  
福井水道工業株式会社  
Z1810259-20210304153942

1:107

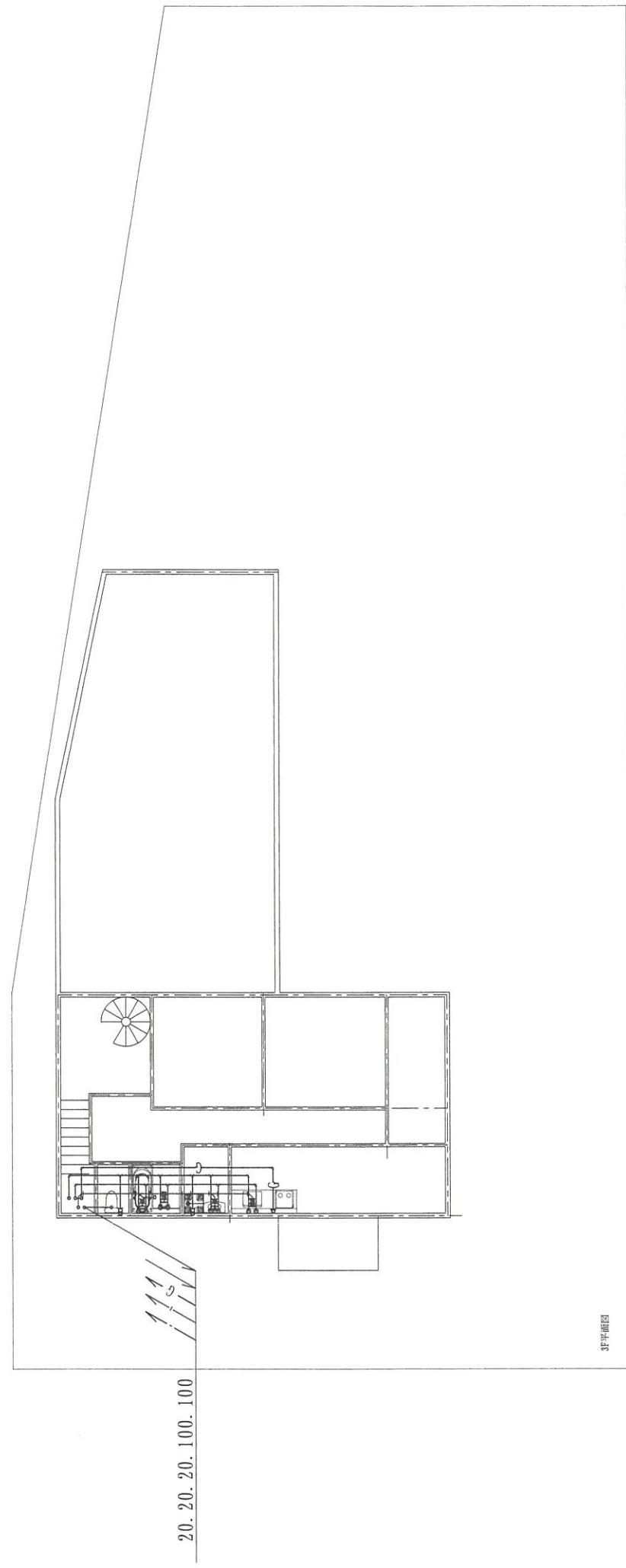




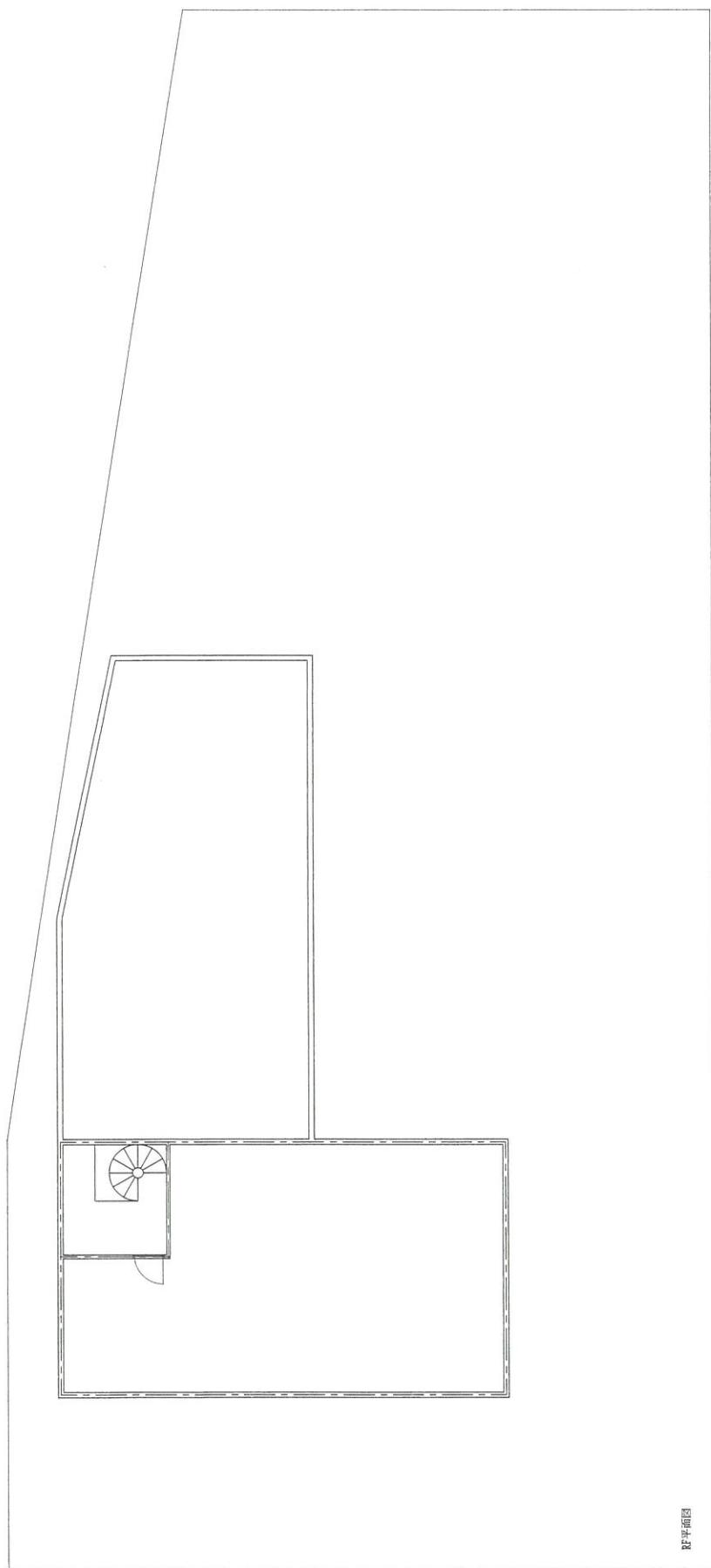
本社社屋：事務所平面図 2F 給排水設備

本社社屋：事務所平面図 3F 給排水設備

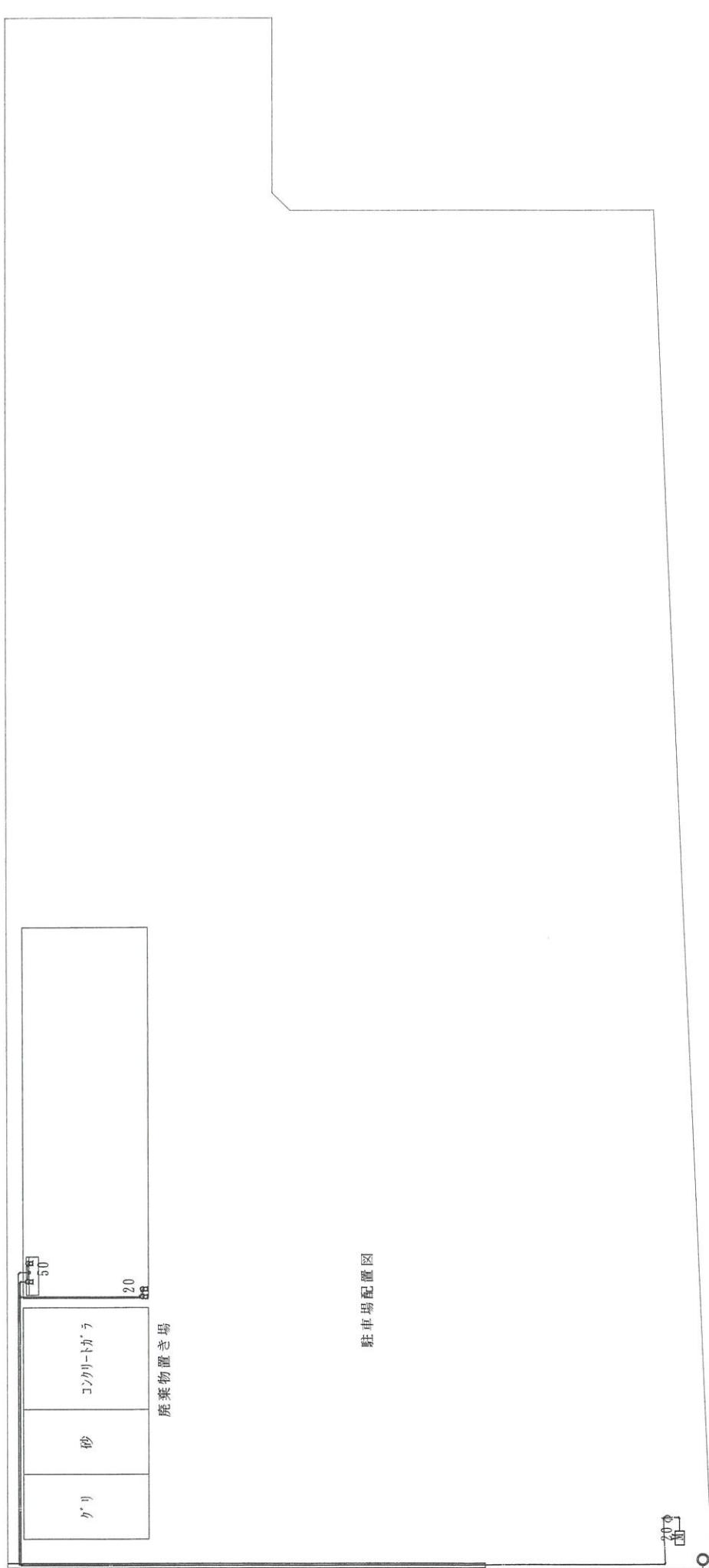
3F平面図



RF平面図



本社社屋：事務所平面図 RF  
給排水設備



令和 年 月 日

福井水道工業株式会社

## 店舗写真

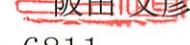


## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 福井水道工業株式会社  
 住所 奈良市法蓮町152  
 代表者氏名 代表取締役  
 電話番号 0742-33-6811  
 FAX番号 0742-34-7710  
 メールアドレス fukuisui@saturn.plala.or.jp


下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 福井水道工業株式会社  
住 所 奈良市法蓮町152-1  
代表者氏名 代表取締役 阪田文彦



選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
解 任 の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	福井水道工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
<ul style="list-style-type: none"><li>・阪田文彦</li><li>・笹山恵太</li><li>・神殿良夫</li><li>・志野明</li><li>・池田日出樹</li><li>・岸本直也</li><li>・加藤真士</li><li>・福井清高</li><li>・藤本功樹</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・第39165号</li><li>・第246643号</li><li>・第203720号</li><li>・第123830号</li><li>・第104790号</li><li>・第86477号</li><li>・第248240号</li><li>・第69266号</li><li>・第306197号</li></ul>	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第三九一六五号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

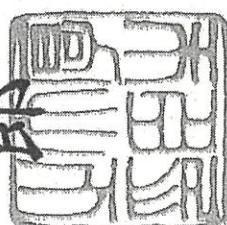
氏名 阪田文彦

昭和三十九年三月十九日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置事務技術者  
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第39165号  
交付年月日 平成10年 6月23日  
本籍 奈良県  
フリガナ サカタ フミヒコ  
氏名 阪田 文彦  
生年月日 昭和39年 3月19日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



第二四六六四三号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 笹山恵太

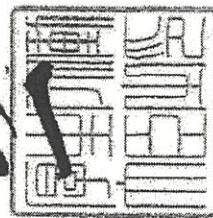
昭和五十二年十一月十五日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十年一月二十八日

厚生労働大臣

鈴木 ひろし



第二〇三七一〇号

給水装置事務責任者免状

本籍 奈良県

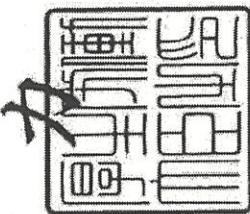
氏名 神殿良夫

昭和三十五年一月十三日生

水道法(昭和三五年法律第七十七号)の  
規定により給水装置事務責任  
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第123830号  
交付年月日 平成10年12月8日  
本籍 奈良県  
フリガナ シノ アキラ  
氏名 志野 明  
生年月日 昭和27年7月14日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

1. 本証は、本道法第25条の5第1項に基づき免状の交付を受けている者に対し交付するものです。
2. 本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、直ちに届け出て下さい。
3. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。

0.99.03

第一〇四七九〇号

給水装置事務技術者免状

本籍 三重県

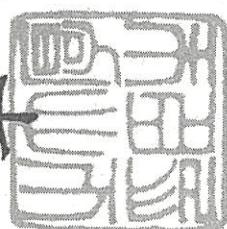
氏名 池田日出樹

昭和四十年一月九日生

水道法(昭和九年法律第二百二十七号)の  
規定により給水装置事務技術者免状を交付する。

平成十年十月十三日

厚生大臣 宮下創



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第86477号

交付年月日 平成10年 8月31日

本籍 奈良県

フリガナ キシモト ナオヤ

氏名 岸本 直也

生年月日 昭和46年12月19日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第248240号

免状交付日 平成20年 5月 9日

本籍 兵庫県

フリガナ カトウ マサト

氏名 加藤 真士

生年月日 昭和59年10月19日

写真の書換え期限  
平成31年  
1月29日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第69286号  
交付年月日 平成10年8月5日  
本名 岸良保  
フリガナ ナカマサトシ  
氏名 福井 清高  
生年月日 昭和11年3月4日

財団法人給水工事技術振興財团理事長

第三〇六一九七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 藤本功樹

平成六年十月十四日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

令和三年一月十二日

厚生労働大臣 丹村憲

